

《 受 験 心 得 》

受験にあたっては、次の各事項に留意してください。

- ① 受験する学生は特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに所定の教室に入室を完了すること。
- ② 監督者が指定した座席において受験すること。
- ③ 受験中は必ず学生証を机上に置くこと。
ただし、学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者に申し出て、その指示に従うこと。
- ④ 受験中、机上に置くことができるのは、学生証、筆記用具及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下に置くこと。また、机の棚板（物入れ）には何も置かないこと。
- ⑤ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、オーディオプレーヤー等の電子機器類は、必ず電源を切っておくこと。ただし、監督者が受験中に使用を許可する電子機器類は除く。
- ⑥ 解答用紙には、所属学部名、入学年、番号及び氏名等の必要事項を必ず記入すること。
- ⑦ 試験開始後20分を経過するまでは退室できない。
- ⑧ 試験開始後20分を経過した場合は入室できない。
- ⑨ 答案用紙は、特に指定がない場合、教卓上に提出するか、又は監督者に直接手渡すこと。自己の机上に置いて退出すると当該授業科目の単位は認定しない。
- ⑩ 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。

なお、試験において不正行為を行った、不正行為を行おうとした、または不正行為を幫助した者に対しては、学則第58条（大学院学則第49条）により厳重な懲戒処分を行う。

試験による不正行為は次のとおりである。ここで、試験時間中とは、解答の開始から答案の提出までをいう（以下「試験時間中」という。）。

- 1) 代理（替玉）受験をしたり、させたりすること。
- 2) 試験時間中に、使用が許可されていないノート及び参考書等並びに電子機器類その他試験問題の参考となり得る物品を参照すること又は使用すること。
- 3) 試験時間中に、言語、動作又は電子機器類等により他人に教示すること又は教示を受けて解答に利用すること。
- 4) 答案を交換すること。
- 5) 試験時間中に、他の学生 of 答案をのぞき見すること。
- 6) 試験時間中に、使用が許可されたノート及び参考書等並びに電子機器類を貸借すること。
- 7) 監督者の注意又は指示に従わないこと。
- 8) レポートにおいて、剽窃、改ざん及び捏造などを行うこと。
- 9) その他、試験の公正な実施を妨げる行為を行うこと。

また、不正行為が判明した場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学期に履修している全ての授業科目（学期をまたがって履修する授業科目を含む。）の単位は認定しない。